

7 文 庁 第 4 1 6 2 号  
令和 7 年 諮問 第 1 2 2 号

文 化 審 議 会

著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号）による改正後の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 104 条の 22 第 1 項の規定に基づき、著作物等保護利用円滑化事業へ支出すべき補償金及び担保金の額の算出方法に係る政令を次のとおり定めることとしたいので、同条第 3 項の規定により諮問します。

令和 7 年 11 月 26 日

文化庁長官 都 倉 俊 一

# 著作物等保護利用円滑化事業へ支出すべき補償金及び担保金の額の算出方法に係る政令案

## 1. 改正法の趣旨及び改正内容

今回の政令改正は、令和5年成立の「著作権法の一部を改正する法律」(令和5年法律第33号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、政令に委任された規定の整備を行うものである。

著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用は、その著作権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の許諾を得て利用を行うことが原則（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第63条）であるが、法第67条第1項（法第103条において準用する場合を含む。）では、著作権者等が不明な場合等にも著作物等を適法に利用する道を開くため、文化庁長官の裁定を受けた者は、文化庁長官が定める補償金を供託することで、著作物等を利用できることとしている。（この仕組みを以下「現行裁判制度」という。）

しかしながら、現行裁判制度は、著作権者等が不明又は不存在の蓋然性が高い場合を対象としているため、著作権者等が著作物等について事実上管理を行っていないために利用の可否の意思が確認できないような場合であっても現行裁判制度の対象外となり、有効な利用ができない状況となっている。そこで、改正法により、利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認できる情報が公表されていない著作物等について、著作権者等の意思を確認するための措置をとったにもかかわらず、確認ができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、裁定において定める期間に限り、当該著作物等を利用することができることとする制度（以下「未管理著作物裁判制度」という。）を創設した。

あわせて、現行裁判制度等の活用に加えて未管理著作物裁判制度も創設することに伴い、これらの制度を活用して著作物等を利用する者が増加することが見込まれるため、これらの者が支払う補償金及び担保金（以下「補償金等」という。）を指定補償金管理機関が管理することとした。

## 2. 政令委任の趣旨及び内容

### (著作物等保護利用円滑化事業のための支出)

第百四条の二十二 指定補償金管理機関は、前条第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第一項及び第五項の規定により支払われた補償金及び担保金の額から前条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第八項及び前条第四項の規定により著作権者及び著作隣接権者に支払った額を控除した額のうち、著作権者及び著作隣接権者への将来の支払に支障が生じないようにすることを旨として、その支払が見込まれる額、補償金管理業務の事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業（次項において「著作物等保護利用円滑化事業」という。）のために支出しなければならない。

- 2 指定補償金管理機関は、著作物等保護利用円滑化事業の内容を決定しようとするときは、当該著作物等保護利用円滑化事業が著作物等の適正な管理の促進に資するものとなるよう、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 文化庁長官は、第一項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

この指定補償金管理機関が管理する補償金等については、改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 104 条の 22 において、「指定補償金管理機関は、…支払われた補償金及び担保金の額から…著作権者及び著作隣接権者に支払った額を控除した額のうち、著作権者及び著作隣接権者への将来の支払に支障が生じないようにすることを旨として、その支払が見込まれる額、補償金管理業務の事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業（著作物等保護利用円滑化事業）のために支出しなければならない」とこととされている。

1. で述べた趣旨を踏まえ、著作物等保護利用円滑化事業に支出すべき額の算出方法を定めるため、著作権法施行令の一部を改正することとした。

### 3. 政令案の内容

#### 【条文案】

##### 第十四章 著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額の算出方法

第七十条の二 一の事業年度において法第百四条の二十二第一項の規定により著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額は、当該事業年度に係る補償金等残余額（当該事業年度の前年の事業年度（以下この条において「前年度」という。）において指定補償金管理機関（法第百四条の十九第五項に規定する指定補償金管理機関をいう。以下この条において同じ。）に支払われた法第百四条の二十二第一項に規定する補償金及び担保金（以下この条において「補償金等」という。）の総額から、当該補償金等のうち前年度の末までに指定補償金管理機関が著作権者及び著作隣接権者に支払った額、法第六十七条の二第四項（法第百三条において準用する場合を含む。）に規定する申請中利用者が法第六十七条の二第九項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定により取り戻した額並びに法第六十七条の三第一項（法第百三条において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の裁定を受けた者が法第六十七条の三第十項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定により取り戻した額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から次に掲げる額を控除し、その控除後の額に法第百四条の十八に規定する補償金管理業務の事務に要する費用として三割を上限として文部科学省令で定める割合を乗じた額を当該控除後の額から控除して算出するものとする。

- 一 当該事業年度に係る補償金等残余額（法第百四条の二十一第一項及び第二項の規定により支払われた法第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。）の補償金並びに法第百四条の二十一第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条の二第一項及び第五項（これらの規定を法第百三条において準用する場合を含む。）の規定により支払われた担保金及び補償金に係る部分に限る。）に百分の一から百分の十までの範囲内で文部科学省令で定める割合を乗じた額
- 二 当該事業年度に係る補償金等残余額（法第百四条の二十一第一項及び第二項の規定により支払われた法第六十七条の三第一項の補償金に係る部分に限る。）に百分の十から百分の三十までの範囲内で文部科学省令で定める割合を乗じた額

補償金等については、利用された著作物等について、その補償金等を受ける権利を有する者に対し支払われるものであるが、著作権者等が不明等又は管理が十分にされていない著作物等を利用することとなる現行裁判制度及び未管理著作物裁判制度（以下「裁判制度」という。）の性質上、著作権者等が補償金等の受け取りに現れないことも多くあることが想定され、補償金等を著作権者等に支払いきることは困難である。

このため、新法では、支払いきくことができない補償金等について、著作権者等全体に広く裨益する事業に活用することで、個々の著作権者等に対する直接的な支払以外の方法で著作権者等全体に対して利益が還元されるよう、指定補償金管理機関が受領した補償金等のうち一定額を、著作権等の保護、著作物等の利用円滑化、著作物の創作の振興といった著作権者等及び利用者双方の全体の利益となるような事業に支出することを義務付けている。

運用の方法としては、指定補償金管理機関に支払われた補償金等から著作権者等が現れたこと等により指定補償金管理機関から支払った額を差し引いた額（以下「補償金等残余額」

という。)を事業年度単位で集計し、そこから更に、将来、著作権者等が現れた場合に補償金等の支払に支障を生じないために留保しておく額等の必要な額を控除した上で、残った額を著作物等保護利用円滑化事業に支出することとする。

具体的には、以下のような計算式で表すこととする。

著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき補償金等 (N)

$$= \text{補償金等残余額} (X - Y)$$

- (補償金等残余額のうち現行裁判制度に係る部分  $\times$  100分の1から100分の10の範囲内で文部科学省令で定める割合) (A)
- (補償金等残余額のうち未管理著作物裁判制度に係る部分  $\times$  100分の10から100分の30の範囲内で文部科学省令で定める割合) (B)
- $(X - Y - A - B) \times 3$  割を上限として文部科学省令で定める割合 (C)

X : 当該事業年度の前年の事業年度に指定補償金管理機関に支払われた補償金等

Y : 当該補償金等のうち当該事業年度の末までに指定補償金管理機関が著作権者等に支払った額並びに裁判を申請した者が取り戻した額

#### 【文部科学省令で定める割合について】

- ・将来の支払に支障を生じさせないよう留保する金額を算出するための割合 (A及びB)

指定補償金管理機関に支払われる補償金等については、現行裁判制度によるものと未管理著作物裁判制度によるものとの2種類が存在することとなる。それぞれの裁判の性質の違いにより、著作権者等が現れる割合が異なる可能性があることから、著作権者等への将来の支払に支障が生じないようにするために留保すべき額 (以下「支払留保額」という。) について異なる割合を適用することを可能にするため、号を分けて規定し、文部科学省令においてその割合を柔軟に定めることができることとする。その際、将来の支払に支障が生じないことを担保するため、その支出割合を本政令の定める範囲内で文部科学省令で定める割合とすることとする。その範囲として、現行裁判制度については、近年の支払実績 (裁判を行った補償金等の総額のうち同様に文化庁に報告があった著作物に係る補償金の割合は直近10年度で約4.28%、直近3年度で約7%) 及び将来の支払に支障をきたさないようにする必要があることを勘案して100分の1から100分の10までと定めることとする。なお、直近3年度の支払実績については、補償金額の大きい案件において著作権者等が現れたために一時的に増加しているものの、100分の10を上限とすれば、こうした一時的な増加にも十分な財源をもって対応でき、将来の支払には支障が生じないものと考えられる。

また、未管理著作物裁判制度については、申請者は意思確認手続の中で著作権者等に連絡を取ろうと試みており、裁判後に著作権者等が現れる可能性は高くないと想定される一方、同制度はこれから運用を始めるものであり、どの程度の支払があるかは現段階で明らかでないことも踏まえて留保の割合を規定することとする。具体的には、下限については、運用の開始前であることから少なくとも現行裁判制度と同程度以上の額を留保して著作権者等への支払に備える観点から100分の10とし、上限については、将来の支払を過大に見積もった場合に、保護利用円滑化事業に支出する額が大幅に減少して法の趣旨を損なうことのないよう、現行裁判制度の上限の3倍となる100分の30と定めることとする。

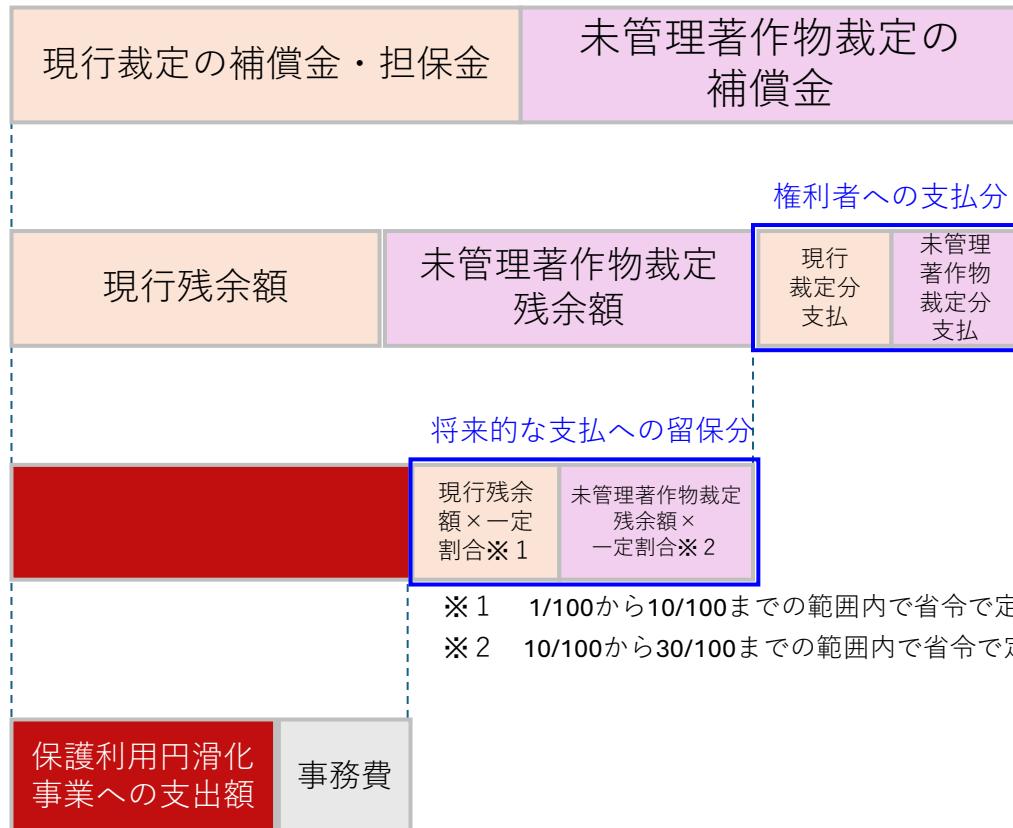
なお、文部科学省令で定める割合は実際の運用状況を勘案しつつ柔軟に変更するとともに、必要に応じて上記の考え方についても見直していくことが考えられる。

- ・補償金管理業務の事務に要する費用を算出するための割合（C）

また、補償金管理業務の事務に要する費用を勘案する必要があるところ、制度趣旨に照らしてあくまでも著作権者等への支払が優先されるべきであるから、補償金等残余額から支払留保額を控除した後に必要な額を事務費として控除することとする。補償金管理業務の事務費の額については、裁判制度全体の利用状況によって増減するものであるところ、制度の利用状況に合わせて事務費を変動させて安定的に事務を実施できるようにするため、補償金等残余額から支払留保額を控除した額に3割を上限として文部科学省令で定める割合を乗じた額とする。

# 著作物等保護利用円滑化事業への支出すべき額の算出方法イメージ

著作物等保護利用円滑化事業への支出額は以下の①～④のフローにより算出。



① 前年度に指定補償金管理機関に支払われた補償金及び担保金の総額

② ①から前年度末までに機関が著作権者等に支払った額等を控除

③ ②から、現行裁判制度及び未管理著作物裁判制度で将来的な支払が見込まれる額をそれぞれ控除

④ ③による控除後の額から、事務費として、3割を上限として③の額に省令で定める割合を乗じた額を控除

→ 控除後の残余额を著作物等保護利用円滑化事業に支出